

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号	153	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二 37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があるが、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要があるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	153	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二 37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要があるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があるが、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要があるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

各府省からの第1次回答

ご承知のとおり、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条等に基づく、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、情報連携により提供できる特定個人情報は、番号法第19条第7号（別表第二 37 の項）により、地方税関係情報又は住民票関係情報とされています。

今回は、地方公共団体において、行政コスト、行政効率の観点を踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて、必要な対応を検討することしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号	153	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二 37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要があるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

各府省からの第1次回答

まずは、「特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務」に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報とは、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。

番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。

地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。

窓口における申請者の混乱の回避。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事
務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイ
ナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス
低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所
持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活
保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自
に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略
できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サ
ービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情
報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の
提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して
情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2にお
いて規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所
管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討された
うえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報とは、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。

番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。

地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。

窓口における申請者の混乱の回避。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事
務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイ
ナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス
低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所
持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活
保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自
に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略
できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サ
ービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情
報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の
提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して
情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2にお
いて規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所
管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討された
うえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号	298	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。
 番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。
 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。
 窓口における申請者の混乱の回避。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事
務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイ
ナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス
低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所
持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活
保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自
に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略
できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サ
ービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情
報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

各府省からの第1次回答

(内閣府作成部分)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の
提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して
情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2にお
いて規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所
管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討された
うえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

(厚労省作成部分)

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報については、番号法別表
第二において規定されるものと承知しているが、療育手帳事務及び外国人保護のような法律に根拠を持たない
事務についてどのように規定するかについて、番号法を所管する内閣府にてご検討いただくことになるもの
と考えている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報とは、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。

番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。

地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。

窓口における申請者の混乱の回避。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 19 条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事
務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイ
ナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス
低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所
持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第 19 条第 7 号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活
保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自
に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略
できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サ
ービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情
報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

各府省からの第 1 次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の
提供が認められています。その1つとして同法第 19 条第 7 号において情報提供ネットワークシステムを使用して
情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第 2 にお
いて規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所
管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討された
うえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号	300	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、静岡県、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県

○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	300	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、静岡県、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県

○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報入手できない。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号	300	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、静岡県、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県

○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報入手できない。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

(内閣府作成部分)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

(厚労省作成部分)

・厚労省としては当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについて、関係省庁との協議を行った上、必要な通知等の改正の検討を行う。

また、社会保障分野の事務において地方税関係情報について情報連携するには、本人にとってその行政機関に情報が伝わるのが秘密として保護される位置づけにないと解されるものである必要があり、具体的には下記のいずれかに該当する必要があるとされているところ。

・本人の申請に基づく事務であること

・利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていること

が必要とされているが、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務はいずれにも該当せず、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とされている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	105	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

再任用制度の緩和

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

他自治体において退職した職員を当市で再任用することができるように求める。

具体的な支障事例

当市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地教行法第40条などの方法により、当市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻るが多いため、当市では、そのような人材の中から、当市の実情をよく理解している職員を、再任用し、活用できないかと考えている。

しかしながら、現行の地方公務員法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られており、当市の適切な人材確保に支障をきたしている。

具体的には、県との人事交流により当市の市立高等学校で勤務していた教職員を、定年退職後に再任用することを検討しているが、退職時、当該職員は県職員である場合には、当市で再任用することができない。また、群馬県、千葉県にある小中学生対象の市立宿泊体験学習施設に、当市の実情に精通し、当該宿泊体験学習施設の地域の状況を熟知した他自治体を退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができる職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限られているため、適切な人材配置に支障をきたしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市の実情をよく理解する他自治体を退職した教職員を当市で再任用できることで、優秀な人材を広く募ることが可能となり、業務の質の向上を図ることができる。また、宿泊体験施設に当市において管理職等の経験を有する者や現地の職員を再任用することで、児童生徒の安全確保などに効果が期待できるなど、高い費用対効果が期待できる。

根拠法令等

地方公務員法第28条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茂原市、胎内市

○当県においても、他自治体の職員を再任用職員として任用しようと検討したが、任用ができなかった事例がある。

具体的には、生徒指導経験や虐待事案に対して、経験豊富な小中学校教員定年退職者(市町村職員)を再任

用職員として、子ども相談センター等に配置を検討。

経験者の配置により、当該職員が培ってきた経験やノウハウを活用し、県民への相談支援、若手職員への教育訓練、及び組織全体のマネジメント等を期待していたところ。

結果的に、再任用職員としては任用せず、特別職非常勤職員として任用した。

再任用制度の趣旨を踏まれば、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を幅広い職域で最大限活用する環境を整備することは、県民サービスの向上につながるため、制度改正が望まれる。

各府省からの第1次回答

地方公共団体における多様な人材の活用については、任期付職員制度を設け、専門的知識・経験を有する職員の確保等を図っているところであり、提案されている任用は、この制度の対象となるものである。

実際の取組としても、富士市立高等学校において、県立高等学校の校長経験者を校長として採用しており、また、川崎市市民ミュージアムにおいて、教育実務経験者を募集した例などが見られるところである(これらは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条に基づくもの)。

一方で、再任用制度等の雇用と年金の接続については、民間において、平成16年に高齢者雇用安定法が改正され、事業主に高齢者雇用確保措置の義務が課され、事業主は、①定年年齢の65歳引き上げ、②希望者全員対象の65歳までの継続雇用制度導入、③定年の定め廃止、のいずれかを選ばなければならないこととされた。

これは、年金の支給開始年齢の引上げに伴い、その期間を雇用で対応する必要があることから、雇用と年金の接続の確実性を期すために、現に雇用している事業主が雇用の責任を負うこととするもの。

こうした民間における高齢者雇用対策の義務化を踏まえ、国や地方においても、社会的要請への対応として、任命権者に対して、将来の定年延長も視野に入れつつ、再任用の義務を課すよう、閣議決定や総務副大臣通知による要請で対応しているところ。

以上により、提案のように任命権者以外に定年退職者の雇用義務を課した場合、これまでの民間・公務を通じた取扱いと異なることとなり、混乱が予想されるため、再任用による対応はできない。